

令和6年8月1日  
港湾局海岸・防災課

## 石川県の港湾における国による港湾施設の一部管理の終了について ～令和6年能登半島地震における対応～

令和6年能登半島地震への対応として、本年1月2日より、港湾管理者である石川県からの要請を受け、国が石川県の港湾施設の一部の管理を実施してきましたが、8月1日に終了することになりましたのでお知らせします。

国による港湾管理の実施は、地震により大きな被害を受けた石川県内の港湾における円滑な物資輸送を確保するため、港湾法第55条の3の3の規定に基づき実施してきたものです。今後は、石川県の下で引き続き、被災地の復旧・復興や経済活動を支えるための港湾管理を行うとともに、大規模災害復興法に基づく国による代行復旧等により、国と港湾管理者がしっかりと連携して、本格的な港湾施設の復旧に係る取組を進めていきます。

1. 国が管理した期間 令和6年1月2日～令和6年8月1日
2. 管理を終了する港湾 輪島港  
(令和6年1月2日以降の国による管理の実施内容については、別紙参照)
3. 港湾管理者 石川県
4. 国による管理の実施状況



被害が生じた岸壁の点検  
＜七尾港＞



岸壁へのアクセス経路の確保  
＜輪島港＞



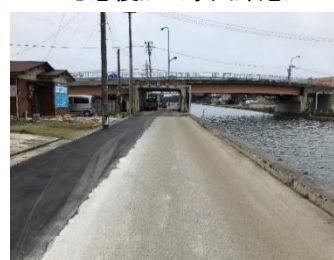
地震動により段差が生じたエプロンの  
応急復旧＜宇出津港＞



液状化により段差が生じたエプロン  
の応急復旧＜七尾港＞



転覆した小型船の陸揚げ  
＜飯田港＞



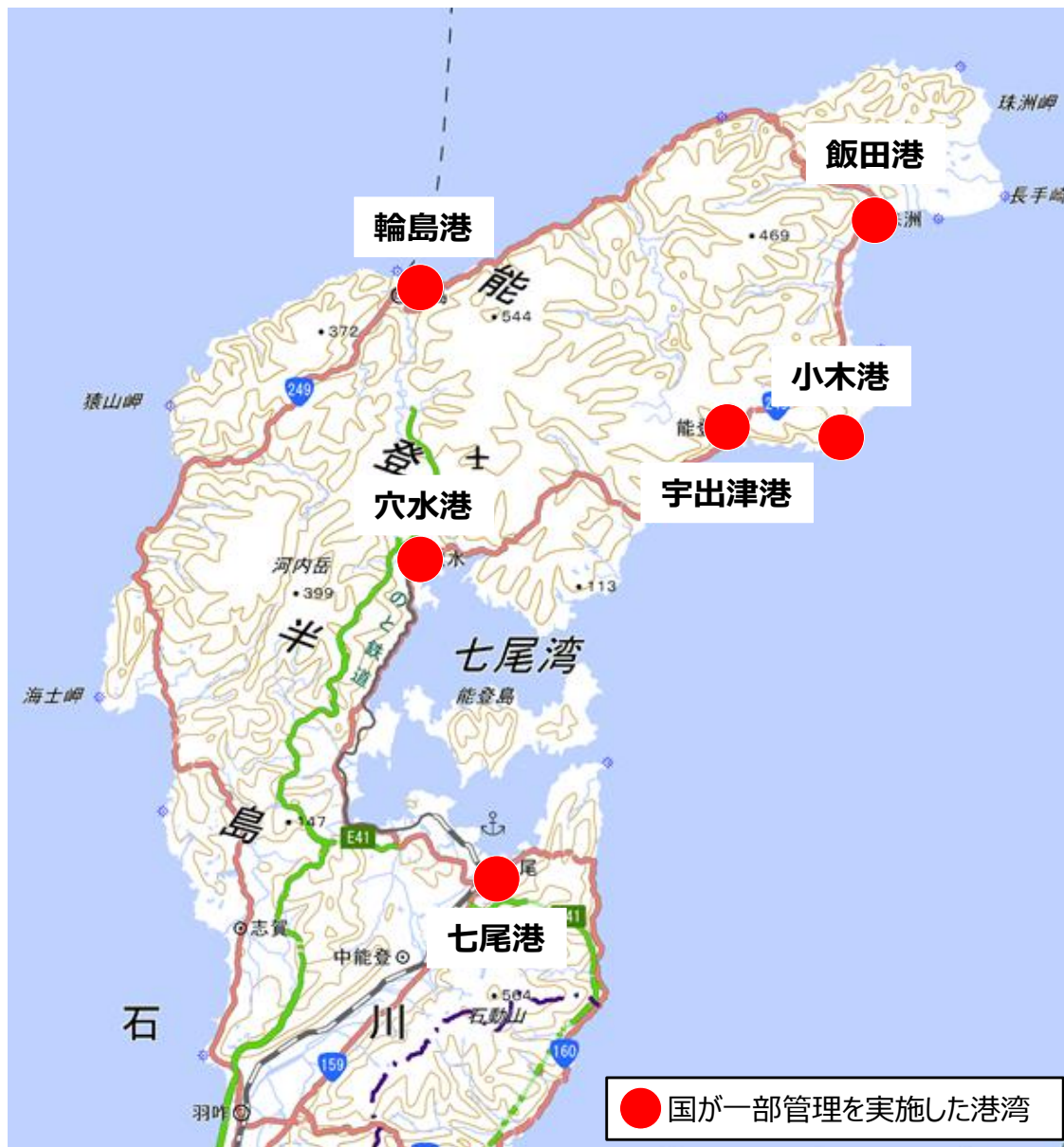
地震動により破損した臨港道路  
の応急復旧＜穴水港＞

### 【問い合わせ先】

港湾局 海岸・防災課 災害対策室 川原 (46752)  
電話：03-5253-8111(代表) 03-5253-8689(直通)

## 令和6年能登半島地震への対応として国土交通省が実施した港湾の一部管理の概要

港名	これまで国が実施していた管理の内容
七尾港 (1月2日から 5月1日まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>係留施設及び水域施設の利用に関する調整及び応急措置</li> <li>外郭施設及び臨港交通施設の応急措置</li> <li>荷さばき地、野積場及び緑地の利用に関する調整</li> </ul>
輪島港 (1月2日から 8月1日まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>係留施設及び水域施設の利用に関する調整及び応急措置</li> <li>外郭施設及び臨港交通施設の応急措置</li> <li>荷さばき地、野積場及び緑地の利用に関する調整</li> </ul>
飯田港 (1月2日から 7月1日まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>係留施設及び水域施設の利用に関する調整及び応急措置</li> <li>外郭施設及び臨港交通施設の応急措置</li> <li>荷さばき地、野積場及び緑地の利用に関する調整</li> </ul>
小木港 (1月2日から 5月1日まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>係留施設及び水域施設の利用に関する調整及び応急措置</li> <li>外郭施設及び臨港交通施設の応急措置</li> <li>荷さばき地、野積場及び緑地の利用に関する調整</li> </ul>
宇出津港 (1月2日から 5月1日まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>係留施設及び水域施設の利用に関する調整及び応急措置</li> <li>外郭施設及び臨港交通施設の応急措置</li> <li>荷さばき地、野積場及び緑地の利用に関する調整</li> </ul>
穴水港 (1月2日から 5月1日まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>係留施設及び水域施設の利用に関する調整及び応急措置</li> <li>外郭施設及び臨港交通施設の応急措置</li> <li>荷さばき地、野積場及び緑地の利用に関する調整</li> </ul>



備考；国交省による一部管理の終了後は、従前通り石川県が港湾管理を実施。